



# 広島県報

定期  
第 1 号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務企画部  
管理総室文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

### 告示

昭和三十八年広島県告示第七十一号 (騒音の規制に関する定め)の一部を改正する告示	(環境対策室)	一
昭和三十五年広島県告示第五十八号 (振動の規制に関する定め)の一部を改正する告示	"	二
昭和三十七年広島県告示第五十八号 (動物の飼養または収容施設の許可を必要とする区域の指定)の一部を改正する告示	(一般廃棄物対策室)	二
貸金業の規制等に関する法律の規定による行政処分	(以上三件県法規登載)	
公共測量の実施 (一件)	(商工金融室)	三
公共測量の終了	(土木建築総務室)	三
土地収用法の規定による事業の認定	"	三
河川区域内に放置されていた工作物の除去及び保管の公示	(用地管理室)	三
	(河川管理室)	四
特定非営利活動法人の認証申請	(県民文化室)	五
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	"	五
土地改良区の解散命令	(土地改良室)	五
換地処分 (土地改良区)	(福山地域事務所)	五
公安委員会規則		
尾道市と因島市及び豊田郡瀬戸田町の合併に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則	(県法規登載)	五
監査委員公表		

十一月例月出納検査の結果

人事異動

人事異動

## 告示

広島県告示第一号

昭和三十八年広島県告示第七十一号 (騒音の規制に関する定め)の一部を次のように改正する。

平成十八年一月十日

広島県知事 藤田雄山

別表第一尾道市の部第一種区域の項中「並びに向島町」を「向島町」に改め、「ない地域」の下に、「因島土生町のうち字九俵山・字原山奥・字土生奥・字上見山・字追橋・字若宮原・字池之迫・字畝山・字畝山奥・字荒神平・字城ノ平・字小長崎・字小長崎奥・字宇三開・字安郷・字中安郷及び字崎安郷を除く地域、因島三庄町のうち字先名黒・字綿出・字名黒・字中小路・字東畑・字久保・字前浜・字石井・字下ヶ一・字江口・字片山・字百分・字土井・字長福寺・字甲田・字妙見山・字毛曾・字円明寺・字下葉・字枇杷木ヶ内・字隠曾・字枕谷・字平木・字赤崎・字小迫・字室ノ内・字向山・字宝崎・字折古・字神田・字津無ヶ尻及び字松山の地域のうち用途地域の定めのない地域並びに字平木畑・字名黒原・字平原・字円福寺・字城山・字国重・字通畑・字定成・字権現・字大森・字江良崎・字南・字岡畑・字江良及び字大師堂の地域、因島椋浦町のうち字中屋敷・字扇平良ノ上・字城見屋敷・字防ノ奥・字大空・字三庄越・字薮ヶ峯及び字向の地域、因島鏡浦町のうち字小谷・字浜床・字石ノ平・字沖の田・字梶平・字久保里・字川の上・字扇平・字久保側・字向ヶ井・字大段及び字田の向の地域、因島外浦町のうち字宮ノ谷・字西郷・字日和・字向山・字東郷・字浜床及び字平田の地域のうち用途地域の定めのない地域並びに字正入道・字小丸・字西の奥及び字住吉の地域、因島中庄町のうち字片山・字日寄越・字惣入道・字山ノ神・字熊ヶ原・字熊迫・字腰林・字大木原・字休処・字平ヶ谷・字奥山・字蓮葉・字中屋山・字大山・字摺・字槌之子谷・字風呂山・字青陰・字出雲地・字吉畑・字燕雀石・字太郎右衛門谷・字開地・字八平谷・字山中及び字奥古江を除く地域、因島田熊町のうち字井ノ元・字小越中・字大越中・字名駒・字足摺 (県道西浦三庄田熊線以西の地域に限る。)、字釣ヶ濱・字八石・字鳥巢・字馬崎・字船附・字西浦・字崎西浦・字女郎濱・字黒崎・字九俵山・字枯柿・字宮崎・字扮松・字岬列越・字城・字龍王・字横山及び字山伏山を除く地域、因島大浜町のうち字干鼻・

字東峠及び字本峠の地域のうち用途地域の定めのない地域並びに字小浜・字倉谷・字下大江・字上大江・字沖島・字中田・字大場所・字天神尾・字反迫・字清水・字沢崎(一般国道三十七号線以東の地域を除く)・字才崎・字西浜・字宮前・字黄番・字松井・字久保・字前田・字中浜・字田中・字蛇川・字東町・字仙場新開・字阿柄谷及び字西峠の地域、因島重井町のうち字細口・字宮崎・字宮沖新開・字伊浜新開・字小林・字小田之浦及び字久保(それぞれ県道西浦三庄田熊線以西の地域を除く)並びに字清水・字宮ノ上・字伊浜・字脇田・字峰越・字川口・字舟原・字大田・字志町田・字青木・字山之神・字上坂・字須越・字砂田・字有濱・字北和貞・字和貞・字郷山田・字一之宮・字胡山・字長浜・字大早・字崎浜・字相浜・字播磨・字明神・字片山及び字樋口のうち用途地域の定めのない地域並びに字山崎・字三反田・字平谷・字浜田・字要谷・字備固谷・字大浦・字敷ヶ谷・字大口細・字寺之後・字北浦及び字小細の地域、因島原町のうち字先和田・字中和田・字岡和田・字金山・字東和田・字浜谷・字畑中・字丁塚・字畑岡・字土居西・字西向・字西山・字西岡・字中西・字土居・字橋本・字宗友・字赤羽・字中郷・字中井津・字小田西・字小田・字上條・字横道・字岡田・字小迫・字堂中・字花戸・字高浜・字高木・字高屋・字大開・字山條・字福部岡・字福部及び字福部浜の地域、因島洲江町のうち字端ノ上・字端・字松井開・字浜床・字龜ノ甲・字城ヶ谷・字曾良・字江尻・字盛勝・字五反・字岡條・字黄幡・字高松・字郷・字洲江川・字石原・字道先・字宮城・字百田・字洲崎・字佐屋・字佐屋谷・字戸ノ水・字登上り及び字赤崎の地域並びに瀬戸田町のうち林(字西沖田・字東沖田(一一二四の一番地から一一三五番地までの地域を除く)及び字得納(県道生口島循環線以北の地域に限る)の地域に限る)及び名荷(字才崎新開(県道生口島循環線以西の地域に限る)の地域に限る)の地域のうちそれぞれ用途地域の定めのない地域を加え、同部第三種区域の項中「並びに向島町」を「向島町」に改め、「字峠の地域」の下に「因島土生町にあつては字荒神平、字城ノ平、字小長崎、字宇三開、字安郷、字中安郷、字崎安郷及び字小長崎奥の地域、因島三庄町にあつては字家老渡、字安郷及び字先安郷の地域、因島外浦町にあつては字梶浜、字内梶、字小菰及び字大菰又の地域、因島田熊町にあつては字井ノ元、字小越中、字大越中、字名駒、字足摺(県道西浦三庄田熊線以西の地域に限る)、字釣ヶ濱、字八石、字鷹巢、字鳥崎、字船附、字西浦、字崎西浦、字女郎濱及び字黒崎の地域、因島大浜町にあつては字椎木、字添川、字深谷、字北崎、字倉谷新開及び字沢崎(一般国道三十七号線以東の地域に限る)の地域、因島重井町にあつては字細口、字宮崎、字宮沖新開、字伊浜新開、字小林、字小田之浦及び字久保(それぞれ県道西浦三庄田熊線以西の地域に限る)、字深浦、字馬神新開、字北浜、字鬼岩、字通谷、字塚浜、字船岩、字神ノ浦、字高浜、字相川、字三ツ池、字東風浜、字葛石、字先勘口、字勘口、字深浦新開及び字馬神山の地域、因島原町にあつては字竹浜、字龜浜、字畑浜、字土居浜、字梅浜、字濱浜、字中川及び字波戸岡の地域、因島洲江町にあつては字大高下、字深久保、字白馬、字来縁及び字田嵐の地域並びに瀬戸田町にあつては林

(字東沖田(一一二四の一番地から一一三五番地までの地域に限る)、字大新開及び字三軒屋(それぞれ県道生口島循環線以北の地域に限る)の地域に限る)及び名荷(字井柳、字大坂田、字小坂田及び字鴨居(それぞれ県道生口島循環線以北の地域に限る)の地域に限る)の地域を加え、同表因島市の部及び豊田郡の部を削り、同表備考中「平成一七年三月二十八日」を「平成一八年一月一〇日」に改める。

広島県告示第一号

昭和五十三年広島県告示第五十八号(振動の規制に関する定め)の一部を次のように改正する。

平成十八年一月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

別表中「因島市」を削り、「向島町」の下に「及び瀬戸田町」を加える。

広島県告示第三号

昭和四十七年広島県告示第五十八号(動物の飼養または収容施設の許可を必要とする区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成十八年一月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

尾道市の項中「及び同町小歌島」を「同町小歌島、因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島中庄町字畑田、同字掛鼻、同字黒崎新開、同字嘉助新開、同字東屋新開、同字向神ノ木、同字神ノ木、同字浜田、同字浜向、同字浜ノ奥、同字平ヶ崎、同字西浦、同字利吉新開、同字山根新開、同字樋口、同字西浜、同字久保、同字北浜、同字馬神山、同字馬神新開、同字山、同字須鼻、同字樋口、同字西浜、同字久保、同字北浜、同字馬神山、同字馬神新開、同字小林、同字郷新開、同字山之神、同字上坂、同字須越、同字青木沖新開、同字本郷沖新開、同字青木、同字伊浜新開、同字宮沖新開、同字宮ノ上、同字伊浜、同字瀧山、同字脇田、同字峯越、同字川口、同字舟原、同字太田、同字小田之浦、瀬戸田町中野字大新開、同字佐満堂、同字久保田、同字和木、同字正伝、同字中郷、同字川本、同字脇下、同町瀬戸田、同町福田字梅崎、同字金本、同字大渡谷、同字西野前、同字井場、同字清峰、同字吉本松、同字大輪及び同字熱田」に改める。

因島市の項を削る。

豊田郡の項を次のように改める。

豊田郡 大崎上島町木江

広島県告示第四号

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十八条第一項の規定によつて、次のとおり行政処分を行った。

平成十八年一月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 商号又は名称

ローンズ

二 氏名

大川 敏行

三 主たる営業所の所在地

三次市島敷町四〇一番地一

四 登録番号及び登録年月日

広島県知事(一)第〇二五六九号 平成十五年七月三日

五 行政処分の年月日

平成十七年十二月六日

六 行政処分の内容

貸金業の登録の取消し

一 商号又は名称

アートプランニング

二 氏名

片桐 敬子

三 主たる営業所の所在地

三原市館町二 一 一二

四 登録番号及び登録年月日

広島県知事(三)第〇二二一四号 平成十五年五月六日

五 行政処分の年月日

平成十七年十二月六日

六 行政処分の内容

貸金業の登録の取消し

広島県告示第五号

国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十八年一月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 作業種類

公共測量(芦田川水系の平面図修正)

二 作業期間

平成十七年十二月十六日から平成十八年三月三十一日まで

三 作業地域

福山市、府中市及び神辺町地域

広島県告示第六号

廿日市市土地開発公社理事長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成十八年一月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 作業種類

公共測量(三級基準点測量、三級水準測量)

二 作業期間

平成十七年十二月十九日から平成十八年三月三十一日まで

三 作業地域

廿日市市下平良二丁目地内

広島県告示第七号

平成十七年広島県告示第千二百二号の告示に係る公共測量が終了した旨、広島市長から通知があった。

平成十八年一月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県告示第八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成十八年一月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 起業者の名称

東広島市

二 事業の種類

保田地区農業集落排水処理施設建設工事(農業集落排水事業)(以下「本件事業」といふ。)

三 起業地

1 収用の部分

広島県東広島市黒瀬町国近字向松崎地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三条第三十一号に該当するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である東広島市は、補助金、起債、負担金及び一般財源により財源措置を講じている。

また、東広島市は、条例によって施設を管理する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、東広島市が、同市黒瀬町保田地区の環境整備の推進に重要な役割を担う汚水処理場を建設するものである。

本件事業の施行によって、自然環境の保全や生活環境の改善が図られ、活力ある農村社会の形成が図られることから、得られる利益は大きいものと考えられる。

他方、本件事業は環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)等による環境影響評価の対象外となっていることなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上から、得られる利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、東広島市は、同市黒瀬町国近字向松崎地内において、地勢、管路計画との整合性、周辺環境、施工性、経済性等の諸条件を考慮し比較検討を行った結果、最も合理的な本件事業の起業地を決定した。

(三) 以上から、本件事業は、法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 東広島市黒瀬町保田地区においては、生活雑排水が農業用水源に流入しているため水質の汚濁が進行し、農作物の生育不良や生活環境の悪化などの被害が生じている。

また、保田地区を流れる竹保川は呉市水道事業の主要な水源である二級河川黒瀬川へ流入しており、公共用水域の水質の保全を図るうえでも、本件事業の施行は急務である。

る。

(二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

(三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

(四) 以上から、本件事業には収用の手段を講じる公益上の必要性があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4まで述べたとおり、本件事業は法第二十条各号の要件のすべてを充足するものと判断される。

以上により、東広島市長から申請のあった本件事業について、法第二十条の規定によって、事業の認定をする。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

東広島市役所黒瀬支所産業課

広島県告示第九号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七十五条第一項及び第四項の規定によって、河川区域内に放置されていた次の工作物を除却、保管した。

平成十八年一月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

小型船 動力 橙色 一隻

二 当該工作物が放置されていた場所

広島市中区河原町十七番地先

三 当該工作物を除却した日時

平成十七年十二月二十日 午前十一時

四 当該工作物の保管を始めた日時

平成十七年十二月二十日 午後三時

五 当該工作物の保管期限

平成十八年六月二十日

六 当該工作物の保管場所

広島市西区草津港一丁目 太田川河川敷地内

七 当該工作物の除却、保管、返還等に要する費用負担

当該工作物を放置した者又はその所有者

八 実施機関及び問い合わせ先  
 国土交通省中国地方整備局太田川河川事務所 占用調整課  
 電話〇八二(二三二) 九二四七

**公 告**

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定によって、次のとおり特定非営利活動法人認証申請があった。  
 平成十八年一月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請年月日
特定非営利活動法人ふれあいサポートひろしま	野本 準子	広島県安芸郡海田町大立町四番二二三二一四号	この法人は、青少年や中高年者に対して、青少年の健全な育成と中高年者・高齢者の健康増進と生きがいづくりのために、食生活指導や自立支援、就職支援並びに生涯学習の推進に関する事業を行い、広く社会に貢献し寄与することを目的とする。	平成一七年一月二二日

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。  
 平成十八年一月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請年月日
特定非営利活動法人CIELピアス	中井 泰治	広島県呉市安浦町水尻一丁目三番一号	この法人は、障害者、高齢者及び社会的ハンディをもつ人に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、ために必要な事業を街づくり、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。	特定非営利活動に係る事業内容の変更	平成一七年一月二二日

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三百三十五条第一項の規定によって、平成十七年十二月二十一日付けで三原市鷺浦土地改良区の解散を命じた。  
 なお、この解散命令について不服がある者は、命令があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、命令の取消しを求める訴えを提起することができる。  
 平成十八年一月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

次のとおり換地処分をした旨、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定によって、届出があった。  
 平成十八年一月十日

事業主体 地区名 事業名 換地処分年月日  
 沼隈郡沼隈町土地改良区 菅田 農用地造成事業 平成一七・二一・一

広島県知事 藤 田 雄 山

**公安委員会規則**

尾道市と因島市及び豊田郡瀬戸田町の合併に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。  
 平成18年1月10日

広島県公安委員会  
 委員長 宮 地 治 夫

広島県公安委員会規則第1号

尾道市と因島市及び豊田郡瀬戸田町の合併に伴う関係公安委員会規則の整理に関する規則

(交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部改正)  
 第1条 交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則(昭和39年広島県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表1幹部交番の部広島県因島警察署の款を次のように改める。

広島県因島警察署	瀬戸田交番	尾道市瀬戸田町瀬戸田	尾道市のうち瀬戸田町(御寺、宮原、荻を除く。)	宮原、生口各警察官駐在所の所管区
----------	-------	------------	-------------------------	------------------

別表3 警察官駐在所の部広島県因島警察署の款を次のように改める。

広島県因島警察署	田熊警察官駐在所	尾道市因島田熊町	尾道市のうち因島田熊町
	三庄北警察官駐在所	尾道市因島三庄町	尾道市のうち因島三庄町、因島栂浦町
	重井警察官駐在所	尾道市因島重井町	尾道市のうち因島重井町、因島大浜町
	中庄警察官駐在所	尾道市因島中庄町	尾道市のうち因島中庄町、因島外浦町、因島鏡浦町
	宮原警察官駐在所	尾道市瀬戸田町宮原	尾道市のうち瀬戸田町(御寺、宮原、荻)
生口警察官駐在所	尾道市因島洲江町	尾道市のうち因島原町、因島洲江町	

別表4 警察署の直轄する所管区の部広島県因島警察署の項を次のように改める。

広島県因島警察署	尾道市のうち因島土生町
----------	-------------

別表備考中「平成17年11月21日」を「平成18年1月10日」に改める。  
(警備業法施行細則の一部改正)

第2条 警備業法施行細則(平成15年広島県公安委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「(御調町を除く。)」を削り、同表備考中「東広島市の区域であった地域に」の次に「、「尾道市」は平成17年3月27日において尾道市及び御調郡向島町の区域であった地域に」を加える。

(広島県道路交通法施行細則の一部改正)

第3条 広島県道路交通法施行細則(昭和35年広島県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表21の項中「豊田郡瀬戸田町大字荻」を「尾道市瀬戸田町荻」に、「因島市洲江町」を「尾道市因島洲江町」に改め、同表22の項中「豊田郡瀬戸田町大字荻」を「尾道市瀬戸田町荻」に、「豊田郡瀬戸田町大字垂水」を「尾道市瀬戸田町垂水」に改め、同表23の項及び37の項中「因島市洲江町」を「尾道市因島洲江町」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。

### 監査委員公表

平成十七年十一月二十五日に実施した例月出納検査の結果を別紙のとおり公表する。  
平成十八年一月十日

広島県強科隊 堀	坪	川	禮	巳
同	田	辺	直	史
同	高	橋	義	前
同	近	光		章

### 人事異動

(各員格別表)

接令年月日

一八・一・一

数	職	氏 名
(増)	(増)	中 尾 正 士
(減)	(減)	脇 坂 重 之

## 11月例月出納検査の結果

平成17年11月25日執行

## 1 歳計現金、歳入歳出外現金及び基金に属する現金

平成17年10月31日現在における平成17年度一般会計・各特別会計、歳入歳出外現金及び基金の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

## (1) 一般会計及び特別会計

(単位:円)

区 分	予 算 額	本 月 分		累 計		収 入 済 額 と 支 出 済 額 と の 差 ( 累 計 )
		収 入 済 額	支 出 済 額	収 入 済 額	支 出 済 額	
一 般 会 計	1,044,047,741,950	38,511,211,689	43,616,860,565	502,524,617,123	442,180,916,044	60,343,701,079
特 別 会 計	216,679,493,000	4,477,719,541	1,704,571,670	100,390,121,330	77,761,572,974	22,628,548,356
合 計	1,260,727,234,950	42,988,931,230	45,321,432,235	602,914,738,453	519,942,489,018	82,972,249,435

## (2) 歳入歳出外現金

(単位:円)

前 月 末 保 管 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 保 管 額
3,320,302,204	1,188,788,795	1,157,831,952	3,351,259,047

## (3) 基金

(単位:円)

前 月 末 現 在 額	本 月 受 額	本 月 払 額	本 月 末 現 在 額
138,517,751,303	0	0	138,517,751,303

## 2 公営企業会計

平成17年10月31日現在における平成17年度の病院事業会計、工業用水道事業会計、土地造成事業会計及び水道用水供給事業会計の資金収支の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

(単位:円)

区 分	前 月 か ら の 繰 越 額 (A)	本 月 分		累 計		翌 月 へ の 繰 越 額 (A + B - C)
		収 入 額 (B)	支 出 額 (C)	収 入 額	支 出 額	
病 院 事 業 会 計	181,925,465	2,145,887,152	2,102,263,405	20,454,535,927	20,376,553,845	225,549,212
工 業 用 水 道 事 業 会 計	3,772,170,252	316,696,375	135,986,238	1,888,058,920	2,985,870,550	3,952,880,389
土 地 造 成 事 業 会 計	7,276,508,446	527,568,577	803,819,099	7,621,654,924	5,494,731,812	7,000,257,924
水 道 用 水 供 給 事 業 会 計	8,885,051,281	1,713,051,589	1,175,397,012	14,239,144,609	16,231,438,789	9,422,705,858
企 業 局 計	19,933,729,979	2,557,316,541	2,115,202,349	23,748,858,453	24,712,041,151	20,375,844,171
合 計	20,115,655,444	4,703,203,693	4,217,465,754	44,203,394,380	45,088,594,996	20,601,393,383